

推進の柱 4

子育て・親育ち支援の充実



4 子育て・親育ち支援の充実

子どもたちの健やかな成長のためには、保護者自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりをもって子育てができることが求められます。

乳幼児期からの親子の愛着関係の形成や家族との触れ合いをとおして、子どもたちの豊かな情操、命を大切に作る心や思いやりの心、社会性や基本的な生活習慣などが育まれます。家庭教育が子どもの人格形成において大きな役割を担っていることから、保護者に家庭教育の重要性を伝えていく必要があります。

「親と子の育ちの場」としての幼稚園・認定こども園・保育所等の機能や特性を生かし、地域の関係機関が連携して、家庭教育を支える子育て支援体制の充実に努めます。

基本方針（1）「親と子の育ちの場」の充実

目標① 多様な場を活用した交流機会の提供

保護者同士がつながりを持ち、心にゆとりを持って子育てができるよう、保護者同士の交流を深める支援に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 保護者同士の仲間づくりの支援
 - ・「とっとり子育て親育ちプログラム」活用の推進(ファシリテータ派遣等)
- 子育て支援や交流活動等の情報提供

【市町村・設置者】

- 教員・保育士等を対象とした保護者同士の仲間づくりのための研修を実施しましょう。
- 保護者の交流の場や機会・情報を提供しましょう。
- 保護者の自主的活動、サークル活動等への支援をしましょう。

【幼稚園・保育所・認定こども園等】

- 保育参観や保育参加（*）の機会を提供しましょう。
- 空いた保育室や園舎、園庭等を開放しましょう。
- 保護者同士の交流の場を設けたり情報を提供したりしましょう。
- 自主的活動を支援し、保護者の力が発揮できる場をつくりましょう。
- 小学校と園の保護者がつながるための取組を進めましょう。

【小学校等】

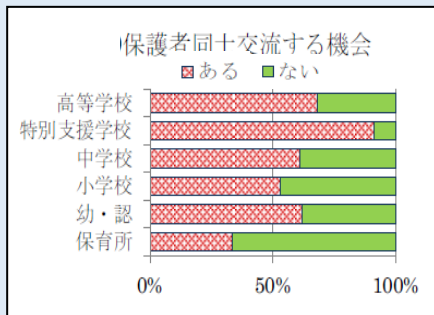
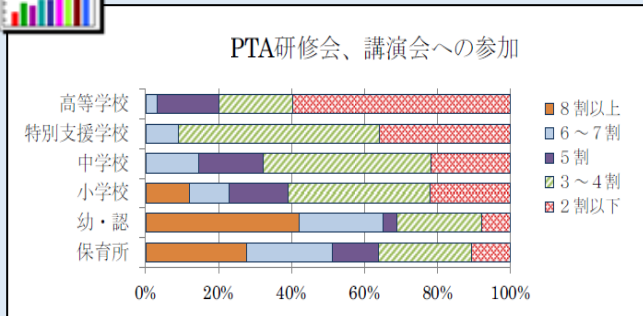
- 小学校と地域や園の保護者同士がつながる機会を提供していきましょう。

* 保育参加…参観するだけでなく、子どもをより理解するために保育に主体的に参加すること。



教育基本法

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。（第10条1項）



平成26年度鳥取県PTA調査より

就学を境に、参加者の減少や固定化が課題となっています。そうした課題を捉え、どの園・校種においても保護者同士がつながる機会を意識的にもつ工夫がなされています。



小学校と園の保護者の合同研修会や保護者交流会が行われています。

- ・園と小学校の保護者の保護者交流会
- ・園と小学校の親子対象クッキング教室
- ・オープンスクールにおいて、園と小学校の保護者が語る会



POINT

就学に向けての話など、子育てについて気軽に相談したり語り合ったりできるような場を提供し、保護者の仲間づくりの取組を推進しましょう。

施策

とっとり 子育て親育ちプログラム



活用場面

- 学年・学級懇談会
- PTA研修会
- 幼稚園・保育所での保護者会
- 就学前健康診断、入学説明会 など

プログラムの流れ

1 うちとける
簡単なゲームを通じて、リラックスした雰囲気を作ります。



2 話し合う
身近なテーマについて自分の思いをシートに記入し、グループで話し合います。



3 気づく
グループでの話し合いの内容を発表しあい、自分の子育てをふりかえるとともに、今後の仲間づくりにつなげます。

こんな方法もあるのね...



講座は約50分、ファシリテータが進行します。

- プログラム（テーマ）例
- ・子育てはつらい？楽しい？
 - ・もうすぐ入学、何をしたらいいの？
 - ・子どもが育つステキな言葉
 - ・我が家のルール ベスト3
 - ・テレビやゲームにルールはあるの？

悩んでいるのは私だけじゃないんだ

楽しかった!!これからも話をしようね

保護者同士の仲間づくりを応援します

本プログラムは参加型の研修です。子育てや家庭教育について楽しく学んだり語り合ったりする場としてご活用ください。なお、本プログラムを活用した研修には、ファシリテータを無料で派遣します。

申込・問い合わせ
鳥取県教育委員会事務局小中学校課
<http://www.pref.tottori.lg.jp>

基本方針（１）「親と子の育ちの場」の充実

目標② 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実

保護者が家庭教育の重要性について理解を深め、自信と喜びを感じながら子育てができるよう、保護者の学習機会の充実に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 家庭教育の重要性の発信
 - ・とっとりふれあい家庭教育「子どもと向き合う４つのポイント」を中心とした啓発活動
 - ・子育て支援に関する情報の提供と研修の充実
 - ・家庭教育アドバイザーの保護者会等への派遣
 - ・担当指導主事等の保護者研修会等への派遣
- 読書活動の推進
 - ・親子読書の推進
 - ・子ども読書アドバイザーの派遣
- 中高生の保育体験の推進

【市町村・設置者】

- 家庭教育に関する研修会を実施しましょう。
 - ・子育ての基本的な知識や技能、親の役割や責任を学ぶ場の提供
- 家庭教育に関する学習機会や子育て支援に関する情報を提供しましょう。
- 中高生に保育体験の場を提供しましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

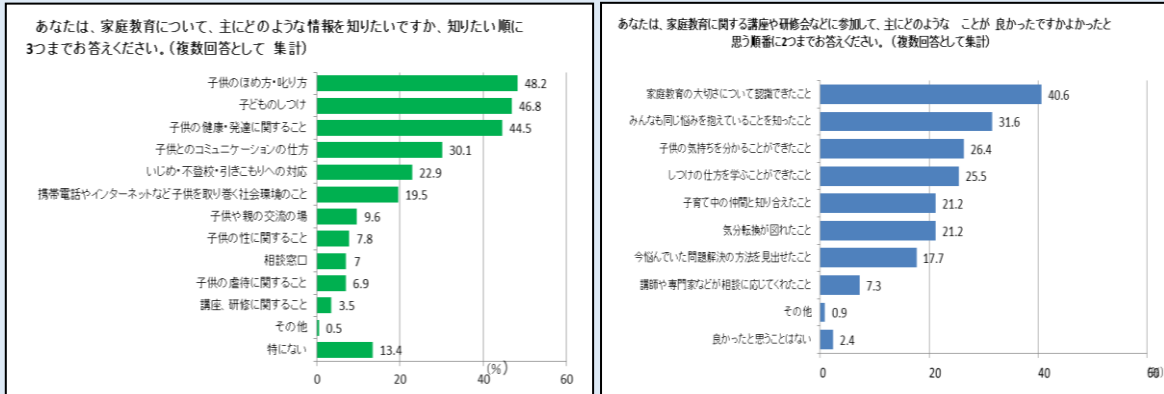
- 家庭教育に関する保護者研修会を実施しましょう。
 - ・乳幼児の心と体の発達の理解
 - ・親としてのかかわり方・役割 など
- 園の経営方針や取組について積極的に伝えていきましょう。
- 保育参観や保育参加の機会を提供しましょう。
- 保護者が気軽に相談できる雰囲気を作り、積極的にアプローチしましょう。
- 家庭教育、子育て支援や学習機会に関する情報を提供しましょう。
- 親子読書の機会を設けましょう。
 - ・絵本の貸し出し
 - ・親子読み聞かせ体験
 - ・絵本の紹介 など
- 親子の触れ合いをすすめていきましょう。
- 子育てを楽しむ保護者の声を積極的に伝えましょう。

【小学校等】

- 就学児の保護者に向けて小学校の生活や学習について説明する機会をつくりましょう。



平成28年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究」（文科省委託調査）より



研修への参加を通して、家庭教育の重要性に気付いたり、保護者同士で悩みを共有し安心感をもったりすることができたと、参加者が実感していることがわかります。

また、ほめ方・叱り方、しつけ、コミュニケーションの仕方といった、子どもとの関わり方について知りたいと考えている保護者が多いことがわかります。

施策

子どもと向き合う4つのポイント
「子どもの未来は家庭から」

たくましく・夢をもって・自立できる子どもを育てる
4つのポイント！

生活習慣を身につけよう

- 早寝・早起き・朝ごはんを生活リズムを整えましょう。
- 家庭学習やメディア使用に家庭のきまりをつくりましょう。

生きる力を育てよう

- あいさつやマナーの手本を示し、人と関わる力や判断力を育てましょう。
- 家族の一員として役割を与えましょう。

夢を育てよう

- 親の勤惰な姿、挑戦する姿、楽しむ姿を見せ、一緒に夢を語りましょう。
- 読書や体験で、感性や知的好奇心を育みましょう。

広い心で受けとめよう

- 子どものできる力を信じ、見守るゆとりを持ちましょう。
- 良いこと・悪いことを自分で判断できるように、愛情をもってほめたり叱ったりしましょう。



家庭教育や子育ての専門的な知識をもつ「家庭教育アドバイザー」を講師派遣も行っています。

申込・問い合わせ
鳥取県教育委員会事務局小中学校課 <http://www.pref.tottori.lg.jp>

施策

豊かな人権文化を
築く学校づくり事業

県人権教育課では、学校・家庭・地域が連携して、いじめ防止等のための研究実践の成果をまとめた「人権教育プログラム」を作成しました。

いじめ防止について保護者が考える場として、本プログラムをご活用ください。ファシリテータの無料派遣も行っています。

申込・問い合わせ
鳥取県教育委員会事務局人権教育課
<http://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/kyouiku/>



読書活動の推進

絵本を親子で一緒に読むことの大切さを伝えたり、保護者の希望する本の配架や保護者向け貸し出しを行ったりするなど、親子で絵本を楽しむ環境づくりを進めましょう。

施策

子ども読書アドバイザー

県では、子どもの読書に関する専門的な知識や読み聞かせ等の豊富な経験を持つ「子ども読書アドバイザー」の研修会への派遣を行っています。

《研修例》 読み聞かせの大切さ・子育てと読み聞かせ
読み聞かせのポイント・
絵本や児童書の選び方

申込・問い合わせ 鳥取県教育委員会事務局社会教育課
<http://www.pref.tottori.lg.jp>

POINT

読書は、「こころ」と「ことば」を育みます。また、読書の楽しさを共有した大人とは愛着関係が深まるといわれています。読み聞かせ等、親子で本を楽しむことを推奨していきましょう。

基本方針（１）「親と子の育ちの場」の充実

目標③ 親と子の生活習慣づくりの支援

家庭でのよりよい子育て環境をめざし、幼稚園・保育所・認定こども園や地域と連携して、親と子の望ましい生活習慣の確立を支援するよう努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 生活習慣の重要性の理解推進
 - ・教員・保育士、保護者等の研修会の開催
 - ・「心とからだいきいきキャンペーン」の推進
 - ・みんなく（*）に関する情報発信・先進的な取組の紹介
 - ・電子メディア機器の使用に関する情報発信・先進的な取組の紹介
- とっとりふれあい家庭教育「子どもと向き合う４つのポイント」を中心とした啓発活動

【市町村・設置者】

- 親と子の生活習慣の実態を把握し、生活習慣改善に向けた取組を進めましょう。
- 生活習慣づくりに関する研修会を実施しましょう。
- 生活習慣づくりに関する取組を推進しましょう。
 - ・啓発活動 ・情報発信 ・キャンペーン など

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 研修会や情報提供をとおして、親と子の生活習慣づくりを進めましょう。
 - ・食育 ・早寝・早起き・朝ごはん ・みんなく
 - ・電子メディア機器の使用 など
- 地域や校区の小学校等と連携した生活習慣づくりの取組を進めましょう。

【小学校等】

- 地域や校区の園と連携した生活習慣づくりの取組を進めましょう。

* 「みんなく」とは…「睡眠教育」の略で、「子どもたちの睡眠への意識向上と生活習慣の改善を図り、心身の健康を増進させる教育のこと」（「睡眠教育のすすめ 睡眠改善で子どもの生活、学習が向上する」木田哲生 著から引用）

施策 心とからだいきいきキャンペーン

以下の6つの柱に沿って、園・学校・家庭・地域が連携を図りながら、子どもたちの生活習慣の確立のための様々な取組を行っています。



- 1) しっかり朝食を食べよう
- 2) じっくり本を読もう
- 3) 外で元気に遊ぼう
- 4) たっぷり寝よう
- 5) 長時間テレビを見るのはやめよう
- 6) 服装を整えよう

園と小学校が連携した
「早寝・早起き・朝ごはん
がんばり週間」の取組

はやね はやおき
あさごはん
がんばりカード

おきる じかんと おる じかんの
おやくそくが まもれたら いろ
を ぬってね。
あさごはんは のこさず たべら
れたら いろを ぬってね。

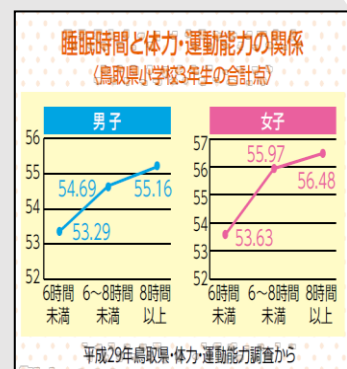
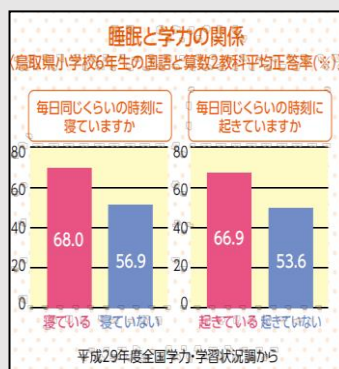
	がつ にち	がつ にち	がつ にち	がつ にち	がつ にち
はやおき もくひょう じ					
あさごはん もくひょう じ					
はやね もくひょう じ					

「みんなく」のすすめ

睡眠不足が続くと、病気の発生やリスクを高めたり、いらいらする状態が続いたりするなど、心身に悪影響を及ぼします。また、県の各種調査からも、睡眠と学力、運動能力との関係にも示されています。

POINT

子どもの頃から正しい睡眠習慣を身に付けられるよう、睡眠や生活リズムについて、家庭と共に考え、改善していく取組を推進していきましょう。



教育だより「とっとり夢ひろば!」(93号)平成30年7月 より

メディアとの付き合い方

近年、子どもたちがメディアに触れる時間の長時間化、スマートフォンの利用の低年齢化の傾向が指摘されています。メディアとの正しい付き合い方を学んでいきましょう。NPO法人子ども未来ネットワーク(県委託)では、研修会への「ケータイ・インターネット教育推進員」の派遣を行っています。

研修例) ・ネットトラブルの対処法
・家庭のルールづくり など

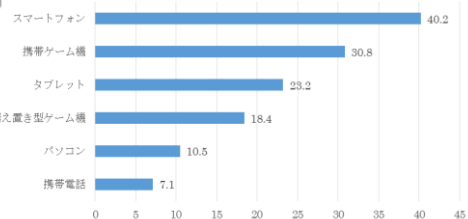
POINT

申込・問い合わせ
NPO法人子ども未来ネットワーク
<http://kodomomirai.kirara.st/media>

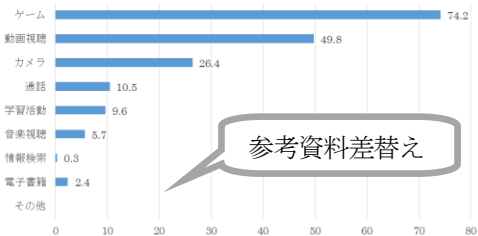
メディアコントロールの取組が進んでいます親子でのふれあい遊びを推奨するなど、メディアから離れて、親子でふれあいの大切さを啓発していきましょう。

- ・運動遊び
- ・絵本の読み聞かせ
- ・クッキング
- ・楽しくおしゃべり
- ・トランプなどカードゲーム
- など

子どもの電子メディア機器の利用状況



子どもがインターネットを利用する内容



参考資料差替え

乳幼児期においても、様々な電子メディアやインターネットの利用が進んでいます。同調査より、1日の利用時間は30分未満との回答が約半数と最も多いですが、約2割の乳幼児が1時間以上インターネットを利用しているなど、生活の中に電子メディア機器の利用が位置付きつつあることが分かります。

「平成27年度インターネットの利用に関するアンケート」
鳥取県教育委員会事務局社会教育課
回答：鳥取県内未就学児の保護者478名

基本方針（２）子育て支援体制の充実

目標① 関係機関と連携した子育て支援体制の充実

保護者の多様なニーズに対応するために、関係機関と連携し、地域ぐるみの支援体制の整備、充実に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 幼稚園・認定こども園・保育所等や地域の連携による子育て支援の推進
- 家庭教育・家庭内保育の支援のための地域人材の育成
 - ・家庭教育アドバイザー
 - ・「とっとり子育て親育ちプログラム」ファシリテータ
 - ・ペアレントトレーニング（＊１）のファシリテータ 等
- 家庭教育・家庭内保育の支援のための情報収集及び提供
- 子育て支援事業の実施
 - ・「届ける家庭教育支援」（＊３）体制の構築を支援
 - ・子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）等への支援
 - ・こども食堂へのサポート体制の構築
 - ・ペアレントメンター（＊２）を活用した保護者支援の充実
 - ・家庭教育推進協力企業の取組支援
- 児童虐待防止ネットワークの構築と啓発

【市町村・設置者】

- 関係機関と連携した支援体制を整備しましょう。
- 様々なニーズに応えるための地域子育て支援体制を整備しましょう。
 - ・子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）の設置
 - ・「届ける家庭教育支援」の実施
- 家庭教育支援のための地域人材の育成に取り組みましょう。
- 子育て支援施設の設備を充実しましょう。
- 子育て支援に関する情報収集と提供に努めましょう。
- 公民館やこども食堂を活用した子育て支援に取り組みましょう。
- 児童虐待防止ネットワークを構築し、体制の充実強化を図りましょう。
- 保護者のニーズに応じた保育を提供しましょう。
 - ・預かり保育、一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育 など

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 地域関係者による研修会に参加しましょう。
- 幼児の生活・実態等を把握し、保護者に具体的な取組や改善の方法を伝えましょう。
- 保護者のニーズに応じた保育を充実しましょう。
- 地域の人材を活用しましょう。
- 関係機関と連携して、児童虐待の早期発見と対応に努めましょう。

（＊１）ペアレントトレーニング…子育てに悩んでいる保護者が、子どもを理解するための考え方や関わり方のヒントを学べるプログラム

（＊２）ペアレントメンター…発達障がいのある子どもを育てる保護者がよき相談者となって助言を行う者

（＊３）届ける家庭教育支援…主に、学びや相談の場に出向くことが難しい保護者に対して、不安や悩みをきいたり、情報を提供したりする訪問型の家庭教育支援。（保護者が集まる場や企業に出向いて家庭教育に関する講演を行うなどのアウトリーチ型の支援も含む。）



児童虐待防止法 <<第6条第1項関係>>

「POINT」で親による体罰禁止を盛った児童虐待防止法の改正について追記

- 児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、**速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。**
- 虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも**一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる。**
- 法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによつて**刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されない。**

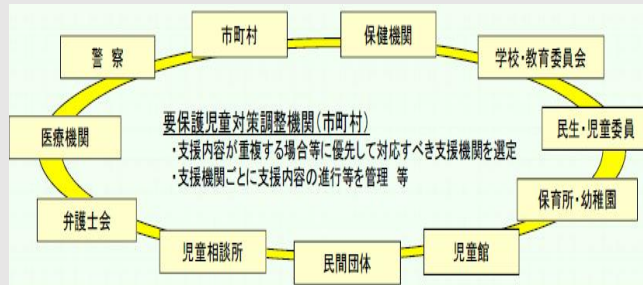
POINT

令和元年6月、親による体罰禁止等が盛り込まれた改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立しました。子育てに悩む親への支援を充実させるとともに、体罰によらない子育てが進められるよう、子育てに関わる一人一人が意識や行動を高めていくことが重要です。



児童虐待への早期対応

「平成16年児童福祉法改正法」により、被害児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う「**要保護児童対策地域協議会**」の設置が法的に位置付けられました。



POINT

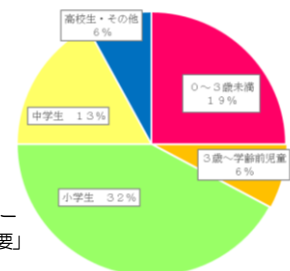
関係機関が情報を共有し、被害児童の早期発見、保護に努めることが求められています。

<<参考資料>>

- 「学校及び保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(平成31年2月)
- 啓発資料「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦～」(厚生労働省 平成29年5月)



被虐待児の年齢



鳥取県福祉相談センター
「H30年度業務の概要」

鳥取県における、平成29年度の被虐待児の幼児の占める割合も約33%と、高い傾向にあります。

鳥取県青少年・家庭課
<https://www.pref.tottori.lg.jp/34880.htm>
鳥取県 福祉相談センター
<https://www.pref.tottori.lg.jp/35003.htm>

施策

ペアレントメンター相談事業(委託)

ペアレントメンターが、子どもへの関わり方などの相談をはじめ、様々な活動を通して、子育てのお手伝いをしています。

【主な活動】

- ① 個別相談(電話・面談)
- ② 発達障がいに関する情報提供
- ③ サポートブック作りのお手伝い
(必要な支援をわかりやすく伝えるためのツールです)
- ④ 学校や地域の人権研修の講師(キャラバン公演)
(障がいについて・疑似体験・かかわり方をお伝えします)



キャラバン公演の一場面

発達障がいの特性について、疑似体験を通して学んでみませんか。

ペアレントメンター事務局
(鳥取市瓦町601 NPO 法人鳥取県自閉症協会内)
電話：0857-30-0670 (平日10～14時)
FAX：0857-30-2785
Email：p-ment@kind.ocn.ne.jp



施策

とっとり家庭教育推進企業

企業・従業員をあげて家庭教育の充実に向けた職場環境づくりのため、自主的に取り組む企業(協力企業)と鳥取県教育委員会が協定を結び、協力しながら鳥取県の家庭教育を推進します。



申込・問い合わせ 鳥取県教育委員会事務局小中学校課 <https://www.pref.tottori.lg.jp/kigyo-seido/>

基本方針（2）子育て支援体制の充実

目標② 家庭や地域における子育て支援体制の充実

未就園児のいる家庭や地域における子育てをよりよいものにするために、関係機関と連携して子育て支援体制の充実に努めます。

【県・県教育委員会】

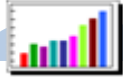
- 幼稚園・認定こども園・保育所等や家庭・地域の連携による子育て支援の推進
- 子育て支援事業の実施
 - ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）への支援
 - ・「子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）」の活動支援
- 家庭教育・家庭内保育支援のための地域人材の育成
- 家庭教育・家庭内保育のための学習機会や情報の提供

【市町村・設置者】

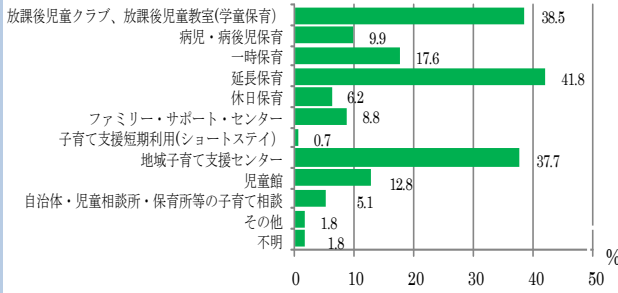
- 未就園の子どものいる家庭を支援しましょう。
 - ・就園や子育てに関する情報提供
 - ・子育て相談の実施
- 子育て支援センターの施設を整備し、運営施策の充実に努めましょう。
 - ・子育て支援ネットワークづくり
 - ・コーディネーター的役割を持つ人員の配置
- 家庭教育支援のための地域人材の育成・活用に取り組みましょう。
 - ・高齢者や子育て経験者等の人材育成・活用
- 保健師や民生児童委員などと連携協力しましょう。
- 子育てサークル等の活動を支援しましょう。
- 子育て文化を継承する場や機会を充実しましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 子育て支援センターと協力・連携し、未就園の子どものいる家庭を支援しましょう。
- 心理や保健の専門家、地域の子育て経験者や高齢者等の地域の人と協力しましょう。
 - ・カウンセラー、保健師
 - ・公民館、老人会、放課後児童クラブなど
- 保護者との信頼関係を築き、保護者の自己決定を尊重した対応をしましょう。



「地域子育て支援サービス」の利用



鳥取県における少子化に関するアンケート(平成 25 年)

勤務形態の多様化等により子どもの預かりサービスへの需要が高まっています。また、子育て中の親子が気軽に集い、情報交換や相談できる場所の利用も増えています。



各市町村による子育て応援情報や支援の内容、窓口等が掲載されています。

施策 子育て世代包括支援センター(とっとり版ネウボラ)

各市町村に置かれている妊娠期から子育て期にわたり、総合的相談支援と各種の支援サービスへつなぐワンストップ拠点です。地域のつながりの希薄化、孤立化の解消、妊娠、出産、子育てに関する問題の早期発見、早期支援、虐待の未然防止等を図ります。

《子育て世代包括支援センターの主な業務》

- ① 妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること
- ② 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- ③ 支援プランを策定すること
- ④ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと



問い合わせ先：各市町村子育て相談窓口

施策 子育て支援センター(地域子育て支援事業)

子育て中の親子が気軽に集って交流したり、子育ての悩みや不安を相談したりできる場所です。



《基本事業》

- ・ 子育て親子の交流の場の提供と交流促進(遊びの広場・園児との交流・ママサークル支援等)子育て等に関する相談・援助(子育て相談会等)
- ・ 地域の子育て関連情報の提供(パンフレット配布等)
- ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(子育て講座・手づくり玩具作成等)

問い合わせ先：各市町村子育て相談窓口・各センター

施策 ファミリー・サポート・センター

会員相互で子育てを助け合う組織です。規定の利用料でサービスの利用が受けられます。鳥取県では17市町村(H29現在)で運営されています。



《援助内容》

- ・ 保育施設の開始前や終了後の預かり
- ・ 保育施設までの送迎
- ・ 学童保育終了後や学校の放課後の預かり
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの行事の際の預かり
- ・ 買い物等外出の際の預かり等

問い合わせ先：各市町村子育て相談窓口・各センター

POINT

県・市町村等が行っている子育て支援の周知、地域の子育て経験者や専門家等と連携などを通して、未就園児のいる家庭の支援を進めましょう。

基本方針（3）地域における園のセンター的機能の整備

目標① 幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

幼稚園・認定こども園・保育所等が、地域の子育て支援センター的役割を果たせるよう、地域の子育て支援の担い手となる人材の育成や活用に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 幼稚園・認定こども園・保育所等や地域子育て支援センターにおける子育て支援の充実
- 福祉・教育・医療・保健などが連携した支援体制の整備
- 子育て支援のための人材の育成
- 子育て支援に関する研修会の実施
- 子育てや支援体制に関する情報の提供

【市町村・設置者】

- 子育て支援ネットワークづくりとコーディネーター的役割を持つ人員の配置を推進しましょう。
- 園が地域の支援センター的機能を果たせるよう施設を整備し、運営施策の充実を図りましょう。
- 子育てや支援体制に関する情報を提供しましょう。
- 高齢者や子育て経験者等の人材活用に努めましょう。
- 母子・福祉機関との連携推進に努めましょう。
 - ・カウンセラーや保健師、民生児童委員との連携
- 次世代育成の視点から、小・中・高等学校とのふれあい交流や保育体験を進めましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 未就園の子どものいる家庭を支援しましょう。
 - ・子育て相談の実施
 - ・育児講座（食育・離乳食・親子遊び・みんなくなど）
 - ・園の施設開放、施設活用
 - ・親子登園
 - ・保護者同士の交流の場の提供
- 子育ての支援者として力を高める研修へ参加しましょう。
- 心理や保健の専門家、地域の子育て経験者や高齢者等の地域の人と協力しましょう。
- 保護者との信頼関係を築き、保護者の自己決定を尊重した対応をしましょう。
- 小・中・高等学校とのふれあい交流や保育体験に協力しましょう。



園におけるセンター的機能とは

乳幼児の家庭や地域での生活がよりよい方向となるように、園には、地域における幼児期の教育のセンターとしてその施設や機能を開放し、積極的に子育て支援をしていく役割があります。

園に求められる 子育て支援の役割

- 地域の子どもの成長・発達を促進する場
- 遊びを伝え、広げる場
- 保護者が子育ての喜びを共感する場
- 子育て本来の在り方を啓発する場
- 子育ての悩みや経験を交流する場
- 地域の子育てネットワークづくりをする場
(「初等教育資料」H3 1. 1月号 文部科学省)

POINT

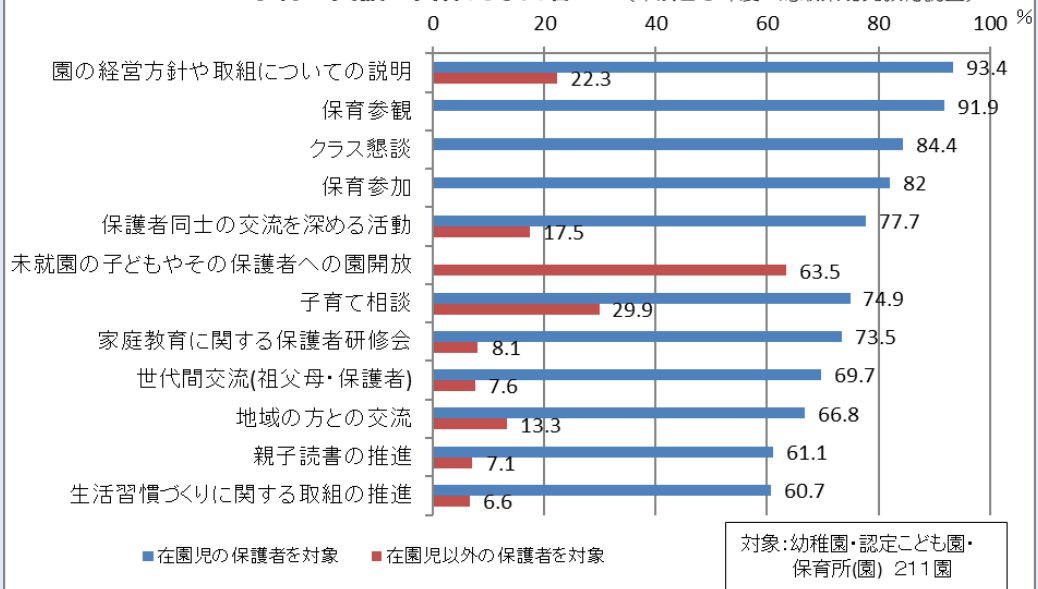
子育て支援は在園児の関係者に限らず、広く地域の人々を対象として行うことが大切です。また、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等との連携・協働しながら取り組む必要があります。

写真

(未就園児を対象とした子育て支援の取組を紹介)



子育て支援の具体的な内容 (平成28年度 鳥取県幼児教育調査)



POINT

各園においては、地域の実態や保護者の要請に応じたり、他園の取組や先行事例等を参考にしたりしながら、地域の子育て支援幼児期の教育のセンターとして、子育て支援を創意工夫していきましょう。